



鳥取県公報

平成 22 年 9 月 28 日 (火)
号外第 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (45) (子ども発達支援課) 3 農業委員会交付金の交付基準を定める規則の一部を改正する規則 (46) (経営支援課) . . 10
-------	---

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法施行令の一部が改正され、社会福祉施設の入所等に係る保護者の負担上限月額が引き下げられたことにかんがみ、鳥取県立皆成学園等の社会福祉施設の入所等に係る利用についての使用料の額を引き下げるとともに新型インフルエンザの予防接種料を改正する等の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の入所等に係る利用についての使用料の額を引き下げる。

(2) 生活保護世帯等の鳥取県立総合療育センターの利用のうち、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している在宅の児童及び障害者に対して通所の方法により日常生活の動作、運動機能等に係る訓練、指導等の必要な療育を行う事業に係る利用の際の昼食の額を引き下げる。

ア 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯 昼食1食 140円（現行 530円）

イ 市町村民税所得割額が28万円未満の世帯 昼食1食 300円（現行 530円）

(3) 新型インフルエンザの予防接種料を改正する。

(4) 使用料の減免規定を設ける。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年10月1日とする(2)から(4)までを除き、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

農業委員会交付金の交付基準を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

交付金の交付の基準となる各市町村の総農家数及び経営耕地総面積について、直近の農林業センサス規則に規定する農林業センサスの結果を用いることとすることに伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 交付金の交付の基準となる各市町村の総農家数及び経営耕地総面積に用いる調査を直近の農林業センサス規則第1条の調査（現行 統計法第2条の規定に基づく指定統計第26号）とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 略 2 略 3 この規則において「保護等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付をいう。</p> <p>4 略 5 略 6 略</p>	<p>（定義） 第2条 略 2 略 3 この規則において「保護等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。<u>以下「中国残留邦人自立支援法」という。</u>）による支援給付をいう。</p> <p>4 <u>この規則において「要保護者等」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人自立支援法による支援給付を必要とする状態にある者をいう。</u></p> <p>5 略 6 略 7 略 8 この規則において「負担上限月額」とは、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。<u>以下「政令」という。</u>）第27条の2第1項に規定する負担上限月額</p>

7 この規則において「市町村民税非課税世帯」とは、施設給付決定保護者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）第27条の2第1項第4号に規定する市町村民税世帯非課税者である世帯をいう。

（入所等に係る利用についての使用料の額）
 第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第25条の15に規定する特別の事情がある場合にあつては、知事が定める額）とする。

（1）施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、政令第27条の2第1項各号に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えるとき 同項各号に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ当該各号に掲げる額

をいう。

9 この規則において「市町村民税世帯非課税者」とは、政令第27条の2第1項第2号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。

10 この規則において「公的年金等の収入金額」又は「合計所得金額」とは、それぞれ政令第27条の2第1項第3号に規定する公的年金等の収入金額又は合計所得金額をいう。

（入所等に係る利用についての使用料の額）
 第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第25条の15に規定する特別の事情がある場合にあつては、知事が定める額）とする。

（1）施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えるとき 同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額

ア イからエまでに掲げる者以外の者	37,200円
イ 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者等である者であつて、アの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（ウ及びエに掲げる者を除く。）	24,600円

	<p>ウ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあった月の属する年の前年（指定施設支援のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定施設支援のあった月の属する年の前年の合計所得金額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあった月の属する年の前年に支給された省令第25条の4に規定する給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者等である者であって、イの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（エに掲げる者を除く。）</p>	<p>15,000円</p>
	<p>エ 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあった月において、保護等を受けている者又は要保護者等である者であって、ウの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者</p>	<p>0</p>

(2) 略

(2) 略

別表第1（第4条関係）

施設の利用		単位	1 単位当たりの使用料の額
項目			
1 食事の提供	(1) 生活保護等世帯、市町村民税非課税世帯又	朝食 1食	230円
		昼食	300円

別表第1（第4条関係）

施設の利用		単位	1 単位当たりの使用料の額
項目			
1 食事の提供	(1) 生活保護等世帯又は市町村民税非課税世帯	朝食 1食	230円
		昼食	300円

<p>略</p>	<p>は市町村民税所得割額（政令第27条の2第1項第2号の規定により算定した市町村民税の所得割の額をいう。以下同じ。）が28万円未満の世帯に属する障害者等（以下「生活保護等受給者等」という。）による短期入所の利用の場合</p>	<p>1食 夕食 1食</p>	<p>370円</p>	<p>略</p>
<p>附 則</p>				
<p>1 略</p>				
<p>（日中一時支援による食事の提供についての支援が行われる場合における使用料の額の特例）</p>				
<p>2 略</p>				
<p>略</p>	<p>に属する障害者等（以下「生活保護等受給者等」という。）による短期入所の利用の場合</p>	<p>1食 夕食 1食</p>	<p>370円</p>	<p>略</p>
<p>附 則</p>				
<p>1 略</p>				
<p>（保護者の負担の軽減措置が講じられる場合における使用料の額の特例）</p>				
<p>2 政令第50条の6の規定による負担上限月額軽減措置が講じられる場合においては、第3条第1号中「次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者」とあるのは「政令第50条の6の規定による軽減措置（以下「軽減措置」という。）を受ける者」と、「同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者」とあるのは、「軽減措置を受ける者」と、「同表の右欄に掲げる額」とあるのは「軽減措置後の負担上限月額に相当する額」と、別表第1中「又は市町村民税非課税世帯」とあるのは「市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割額（政令第50条の6第2項第1号の規定により算定した市町村民税の所得割の額をいう。）が28万円未満の世帯」とする。</p>				
<p>（日中一時支援による食事の提供についての支援が行われる場合における使用料の額の特例）</p>				
<p>3 略</p>				

第2条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を

加える。

改正後				改正前			
<p>(使用料又は手数料の減免)</p> <p>第6条 条例第11条の規定による使用料又は手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。</p>				<p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 条例第11条の規定による手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。</p>			
別表第2(第5条関係)				別表第2(第5条関係)			
施設名	項目	1回当たりの使用料の額		施設名	項目	1回当たりの使用料の額	
鳥取県立総合療育センター	1 予防接種	略	知事が別に定める額	鳥取県立総合療育センター	1 予防接種	略	3,600円(1回目を同施設において受けた者が2回目を同施設において受ける場合には、2,550円)
		(2) 新型インフルエンザ(感染症予防法第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザをいう。以下同じ。)				(2) 新型インフルエンザ(感染症予防法第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザをいい、病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH1N1であるものに限る。以下同じ。)	
	略				略		
鳥取県立鳥取療育園	予防接種	略	知事が別に定める額	鳥取県立鳥取療育園	予防接種	略	3,600円(1回目を同施設において受けた者が2回目を同施設において受ける場合には、2,550円)
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
施設	施設の利用	1単位当		施設	施設の利用	1単位当	

名	項目	単位	たりの使用料の額	名	項目	単位	たりの使用料の額		
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 食事 の提供	略		鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 食事 の提供	略			
		(2) 生活 保護等世 帯又は市 町村民税 非課税世 帯に係る 入所等の うち通所 の利用 (<u>重度の 知的障害 及び重度 の肢体不 自由が重 複してい る在宅の 児童又は 障害者に 対して通 所の方法 により日 常生活の 動作、運 動機能等 に係る訓 練、指導 等の必要 な療育を 行う事業 に係る利 用を含 む。(3) 及び(4) において 同じ。)</u> の場合	昼食 1食		140円		(2) 生活 保護等世 帯又は市 町村民税 非課税世 帯に係る 入所等の うち通所 の利用の 場合	昼食 1食	140円
	略	略	略		略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略		

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の規定は、平成22年4月1日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

農業委員会交付金の交付基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

農業委員会交付金の交付基準を定める規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金の交付基準を定める規則（昭和60年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付基準）</p> <p>第2条 交付金の市町村への交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 交付金の総額の2割5分は、直近に公表された<u>農業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第1条の調査</u>による経営耕地面積規模別農家数中の各市町村の総農家数に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（3） 交付金の総額の2割5分は、<u>前号に規定する調査</u>による経営耕地中の各市町村の経営耕地総面積に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（4） 略</p>	<p>（交付基準）</p> <p>第2条 交付金の市町村への交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 交付金の総額の2割5分は、直近に公表された<u>統計法（昭和22年法律第18号）第2条の規定に基づく指定統計第26号</u>による経営耕地面積規模別農家数中の各市町村の総農家数に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（3） 交付金の総額の2割5分は、<u>前号の指定統計第26号</u>による経営耕地中の各市町村の経営耕地総面積に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（4） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。